一般社団法人 日本医療機器工業会

会費等規程

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人日本医療機器工業会（以下「日医工」という。）定款第９条の規定により、会費徴収基準について定める。

（入会金及び会費）

第２条　正会員は、入会金 200,000 円及び下記の企業構成員数に基づく年会費の半期分を前納しなければならない。

２　パートナー会員は、年会費を前納しなければならない。

３　賛助会員は、会員口数に相当する年会費を前納しなければならない。

会員の種別	役員を含む企業構成員数	年会費	月　額
正会員	11 名未満かつ資本金１千万円以内	132,000　円	11,000　円
	26 名未満	180,000	15,000
	26 名以上　51 名未満	312,000	26,000
	51 名以上 101 名未満	444,000	37,000
	101 名以上 201 名未満	576,000	48,000
	201 名以上 301 名未満	624,000	52,000
	301 名以上	672,000	56,000
	スタートアップランク（３年間適用）	150,000	―
パートナー会員		120,000 円（年会費）	
賛助会員		一口　100,000 円（年会費）	

（会費の算定）

第３条　正会員の会費の算定の基礎となる企業構成員数は、役員、常勤構成員、非常勤構成員に分けその員数を次の方法で算定する。

（１）　役員は常勤役員のみとし、非常勤役員はこれに含まない。

（２）　常勤構成員とは、正社員・有期雇用社員・業務委託契約社員・派遣社員等、企業の所属の有無に関係なく当該企業における規定労働時間勤務する者をいい会費算定の対象とする。

（３）　非常勤構成員とは、（１）（２）以外のものとし、概ねそれを満たす半分以上の労働時間で当該企業と取り決めた時間勤務する者をいい、その半数を企業構成員数に加える。

（４）　医療機器に関連のない部門がその企業に含まれる場合は、その部門の構成員は企業構成員数に含まない。ただし、経理、人事、総務、庶務、経営企画などいわゆる管理部門の構成員は、年商に対する医療機器の売上比率分を企業構成員数として加算する。

（５）　企業構成員数の算定において、小数点以下の端数が生じたときは小数第二位を四捨五入し小数第一位までを報告するものとする。

２　毎年度の初めに前年度１月１日現在の構成員数を日医工に報告し、その増減によって年会費を算定するものとし、報告がない場合は、事務局において理事会の承認を経てこれを設定する。

３　団体が正会員として入会する場合は、当該団体の構成内容を勘案して算定する。

（入会手続き）

第４条　日医工に入会しようとするときは、代表者を定め、所定の入会申込書に該当事項を記入のうえ、申し込む。理事会で承認後、正会員は、入会金及び半期分の会費（パートナー会員、賛助会員は年会費）を請求書により前納する。年度の途中で入会する正会員は、申し込みの時点をもって月割計算するものとする。

（正会員のスタートアップランク）

第５条　スタートアップランクは、以下３項目を満たすことを原則として適用する。

（１）設立登記後１０年以内。

（２）中小企業基本法第２条第１項「中小企業者の範囲」を満たす。

（３）他の法人（ベンチャーキャピタル等除く）が株式総数または出資総額の１／２以上の株式又は出資金を有さない。

２　適用は、原則、入会後３年間とする。適用された会員は３年経過後、通常の正会員に移行する。新たな会費は、企業構成員数の報告後、決定する。年度の途中で入会する場合は、月割り計算するものとする。

（納付金の払戻し）

第６条　退会した会員には、退会の時期の如何を問わず、既納の入会金及び会費は払い戻ししない。

附　則

制定　平成２１年７月２７日

改正　平成２１年１１月１１日

改正　平成２７年７月２２日

改正　令和３年１２月８日

改正　令和８年１０月１４日